

## 資料-57 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定

### 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定

たつの市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、たつの市内外において大規模な地震・風水害・火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における救援物資の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、たつの市内外において大規模な地震・風水害・火災等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して食料及び生活必需品の救援物資（被災者のために甲が調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）の輸送等の確保を図るため、必要な事項を定める。

#### （物資受入・配送拠点の設置）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときに物資受入・配送拠点（以下「拠点」という。）を設置し、乙は、甲からの要請に応じて、拠点において、救援物資の荷下ろし、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）を行う。

#### （要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、「緊急救援物資輸送要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話をもって要請し、後日すみやかに文書を提出するものとする。

- （1）避難所等への救援物資の輸送
- （2）甲から指示のあった拠点での荷役作業
- （3）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

#### （協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、業務に支障がない範囲において、可能な限り協力するよう努めるものとする。

#### （輸送業務への協力）

第5条 甲は、第3条の規定による業務を乙が実施する際、次の各号の内容について協力するよう努めるものとする。

- （1）乙が輸送業務に使用する車両に対する緊急通行車両の登録申請の補助及び災害派遣等従事車両証明書の発行

(2) り災状況や輸送経路に係る情報提供

(報告)

第6条 乙は、甲の要請を受けて協力を行った場合には、「緊急救援物資輸送報告書」(様式第2号)により報告することとする。ただし、文書により報告するいとまながい場合は、口頭又は電話によるものとし、後日速やかに文書により報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 甲が乙に要請して行った業務に要した経費は、甲が負担するものとする。  
2 前項の費用の算出方法は、災害発生時における当該地域の事業所の届出運賃料金等を基準として、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し文書により報告し、甲と乙の協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から協定解除の申し出が無いときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月15日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1  
たつの市  
たつの市長 山本 実

乙 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
一般社団法人兵庫県トラック協会  
会長 福永 征秀



「緊急救援物資輸送報告書」(様式第2号)

令和 年 月 日

たつの市長 様

一般社団法人兵庫県トラック協会

### 報告書

令和 年 月 日 で要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

#### 記

#### 1 支援内容

- 避難所等への救援物資の輸送 積地： \_\_\_\_\_ 降地： \_\_\_\_\_  
 甲から指示のあった拠点での荷役作業  
 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

#### 2 要請内容

- ・必要とする車両等 \_\_\_\_\_ 台、人員 \_\_\_\_\_ 人 資機材  
( \_\_\_\_\_ )
- ・物資積込場所及び輸送先
- ・輸送品目

品 目	数 量	品 目	数 量